

申請書名	証明書交付・閲覧申請書
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 所得・課税（非課税）証明書 所得金額、控除等の内容、課税標準額および町・府民税決定年税額が記載されています。 2 営業証明書 島本町内にある法人の名称、所在地、業種および代表者が記載されています。 3 評価証明書（固定資産課税台帳記載事項証明書） 土地・家屋の所在地番、家屋番号、地積又は床面積および評価額が記載されています。 4 公租公課証明書 土地・家屋の所在地番、家屋番号、地積又は床面積、評価額、課税標準額および税額が記載されています。 5 納税証明書 税目、納付すべき税額、納付済額、未納額および納期末到来額が記載されています。 6 軽自動車税納税証明書（継続審査用） 車両番号、納税済年月日、税額、証明書の有効期限および滞納の状況が記載されています。 7 完納証明書 町税に係る徴収金に滞納がないことを証明します。 8 閲覧等 土地・家屋台帳の閲覧をする場合に記入します。
申請書のサイズ	A 4 判
記 載 要 領	<p>申請書には、住所・氏名のほか、下記の事項を記入していただき、提出していただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 証明を受ける方の住所・氏名・生年月日 2 必要な証明書または閲覧の内容 3 証明書の使用目的
受 付 窓 口	役場 1 F 総務部 税務課
発 行 手 数 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 所得・課税（非課税）証明書、営業証明書、納税証明書、完納証明書は、1通 300円です。 2 評価証明書・公租公課証明書は、1筆・1棟につき300円、ただし、筆・棟が増えるごとに150円加算します。 3 閲覧は、1筆・1棟につき300円です。 4 軽自動車税に係る継続審査用の納税証明書は無料です。
備 考	<ol style="list-style-type: none"> 1 本人以外の者が証明書を取りに来られる場合は、委任状が必要です。 2 融資・保証人に使用する証明書につきましては、本人以外の者が取りに来られる場合は、必ず委任状が必要です。 3 融資・保証人以外に使用する場合は、本人以外の者でも同居の親族の者であれば委任状は不要です。 4 郵送でも受付しています。 申請書に必要事項を記入してください（お手数ですが、余白部分に電話番号を記載してください。） 発行手数料は、郵便小為替でお願いします（できるだけおつりがないようにお願い致します。） 返信用封筒を同封してください。 あて先 〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 島本町役場 税務課 まで